投資家がその領域内で投資活動を行っている締約国の法令であって、経済、社会及び環境政策の進歩に寄与するものを当該投資家が遵守することの重要性を認識し、

世界貿易機関設立協定その他の協力に関する多数国間の文書に基づく権利及び義務を想起して、

次のとおり協定した。

第一条　定義

この協定の適用上、

(1)　「投資財産」とは、投資家が直接又は間接に所有し、又は支配する全ての種類の資産であって、資本その他の資源の約束、収益若しくは利得についての期待又は危険の負担等の投資としての性質を有するものをいう。投資財産の形態には、次のものを含む。

(a)　企業及び企業の支店

(b)　株式、出資その他の形態の企業の持分（その持分から派生する権利を含む。）

(c)　債券、社債、貸付金その他の債務証書（その債務証書から派生する権利を含む。）

(d)　契約（完成後引渡し、建設、経営、生産又は利益配分に関する契約を含む。）に基づく権利

(e)　金銭債権及び金銭的価値を有する契約に基づく給付の請求権であって、投資に関連するもの

(f)　知的財産権（著作権及び関連する権利、特許権並びに実用新案、商標、意匠、集積回路の回路配置、植物の新品種、営業用の名称、原産地表示又は地理的表示及び開示されていない情報に関する権利を含む。）

(g)　法令又は契約により与えられる権利（例えば、特許、免許、承認、許可）

(h)　他の全ての資産（有体であるか無体であるかを問わず、また、動産であるか不動産であるかを問わない。）及び賃借権、抵当権、先取特権、質権その他の関連する財産権

注釈　投資財産には、投資財産から生ずる価値、特に、利益、利子、資本利得、配当、使用料及び手数料を含む。投資される資産の形態の変更は、その投資財産としての性質に影響を及ぼすものではない。

(2)　「締約国の投資家」とは、当該締約国の自然人又は企業であって、他の締約国の領域内において投資を行うものをいう。

(3)　「締約国の自然人」とは、当該締約国の関係法令によりその国籍を有する自然人をいう。

(4)　「締約国の企業」とは、営利目的であるか否かを問わず、また、民間又は政府のいずれが所有し、又は支配しているかを問わず、当該締約国の関係法令に基づいて設立され、又は組織される法人その他の事業体をいい、会社、社団、信託、組合、個人企業、合弁企業、団体及び組織を含む。

注釈　企業の支店は、それ自体を一の企業とはみなさない。

(5)　「投資活動」とは、投資財産の経営、管理、運営、維持、使用、享有及び売却その他の処分をいう。

(6)　「自由利用可能通貨」とは、国際通貨基金協定に定義する自由利用可能通貨をいう。

(7)　「ＩＣＳＩＤ条約」とは、千九百六十五年三月十八日にワシントンで作成された国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約をいう。

(8)　「ＵＮＣＩＴＲＡＬ仲裁規則」とは、国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則をいう。

(9)　「世界貿易機関設立協定」とは、千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定をいう。

(10)　「ＩＣＳＩＤ追加的制度規則」とは、投資紛争解決国際センターの事務局が手続を実施するための追加的な制度を規律する規則をいう。

第二条　投資の促進及び保護

1　各締約国は、他の締約国の投資家による投資が自国の領域内において行われるための良好な条件を醸成する。

2　各締約国は、関係法令（外国人による所有及び支配に関するものを含む。）に従って権限を行使する自国の権利を留保の上、他の締約国の投資家による投資を許可する。

第三条　内国民待遇

1　各締約国は、自国の領域内において、投資活動に関し、他の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において自国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2　1の規定は、これに適合しない措置であって、この協定の効力発生の日において各締約国が自国の法令に基づいて維持しているものがある場合には、当該措置及びその改正又は修正については、適用しない。ただし、当該措置の改正又は修正については、当該改正又は修正の直前における当該措置と1の規定との適合性の水準を低下させない場合に限る。

許可された投資に対して与えられる待遇は、いかなる場合にも、最初に投資が行われた時点において与えられた待遇よりも不利なものであってはならない。

3　各締約国は、2に規定する適合しない措置がある場合には、全ての当該措置を漸進的に撤廃するためのあらゆる適切な措置をとる。

注釈　中華人民共和国は、自国の2に規定する措置が、千九百八十八年八月二十七日に北京で署名された投資の奨励及び相互保護に関する日本国と中華人民共和国との間の協定の第三条2及び議定書3の規定に適合しないものでないことを確認する。

第四条　最恵国待遇

1　各締約国は、自国の領域内において、投資活動及び投資の許可に関連する事項に関し、第二条2の規定に従い、他の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において第三の締約国の投資家又は非締約国の投資家及びそれらの投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2　1の規定は、各締約国が、次のいずれかのものの当事国であることに伴う特恵的な待遇を、他の締約国の投資家及びその投資財産に与えることを義務付けるものと解してはならない。

(a)　関税同盟、自由貿易地域若しくは通貨同盟、これらに類する同盟若しくは自由貿易地域の実現を内容とする国際協定又は他の形態の地域的な経済協力

(b)　国境地域における小規模な貿易を容易にするための国際協定又は取決め

(c)　航空、漁業及び海事（海難救助を含む。）に関係する二国間及び多数国間の国際協定

3　1に規定する待遇であって、第三の締約国の投資家又は非締約国の投資家及びそれらの投資財産に対して与えられるものには、他の国際協定に定めるいずれかの締約国と当該第三の締約国の投資家との間又はいずれかの締約国と当該非締約国の投資家との間の投資紛争の解決に関する規定により、それぞれ当該第三の締約国の投資家及びその投資財産又は当該非締約国の投資家及びその投資財産に対して与えられる待遇を含まないことが了解される。

注釈　この条の規定の適用上、「非締約国」には、関税及び貿易に関する一般協定又は世界貿易機関設立協定に定める独立の関税地域であって、この協定の効力発生の日において世界貿易機関の加盟国であるものを含まない。

第五条　投資財産に関する一般的待遇

1　各締約国は、他の締約国の投資家の投資財産に対し、公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を与える。「公正かつ衡平な待遇」及び「十分な保護及び保障」の概念は、一般的に受け入れられている国際法の規則に基づいて与えられる合理的かつ適当な水準の待遇以上の待遇を与えることを求めるものではない。この協定の他の規定又は他の国際協定の違反があった旨の決定は、その決定の事実によって、この1の規定の違反があったことを証明するものではない。

2　各締約国は、他の締約国の投資家の投資財産に関して取決め又は契約の形式で書面による約束を行うこととなった場合には、当該約束を遵守する。